

# (公財)日本ラグビーフットボール協会 「日本協会公認 C 級コーチ講習会費用(収支)に関わる内規」

## 1. 基本的な考え方

講習会毎の独立採算を基本として収支決算を行う。収支決算の結果余剰金が出た場合は、余剰金及び登録費を(公財)日本ラグビーフットボール協会(以下「日本協会」)に納入する。運営に関わる不足金が出た場合は、日本協会が補填する。日本協会への収支決算の報告、余剰金及び登録費の振り込み、認定者名簿の提出は主管都道府県ラグビーフットボール協会(以下「主管都道府県協会」)の連絡責任者が講習会終了後 10 日以内に行う。

## 2. 収入(受講料)について

受講料(参加者一人あたりの負担金)は 4,500 円(税別)とし、講習会に出席した人数分の受講料が収入となる。

注:受講料の大きな内訳は、資料代が 1,500 円、講習会の準備・運営経費が 2,000 円、登録管理に関わる経費が 1,000 円である。

## 3. 支出について

以下に示す項目が収入より出費が許される支出であり、これ以外の支出は原則的に認められない。

### (1) 消耗品代

日本協会が用意する資料以外で会場の運営に関わる経費(印刷代、会場費用のお礼として渡す菓子折りなど)は「雑費」として支出することが認められる。

### (2) 配送代

会場で使用する備品を都道府県協会関係者が輸送する場合や日本協会に領収書や書類を郵送する場合は「配送代」として支出することが認められる。

### (3) 会場費

会場費(施設使用料等)が発生する場合は、会場費として支出する。

注:経費削減のため、なるべく会場費が発生しないように、主管都道府県協会は努力する。

### (4) 機材レンタル代

講義に使用するパソコン、プロジェクター、スクリーンをレンタルせざるを得ない場合、発生する費用は「機材レンタル代」として支出する。

注:経費削減のため、なるべく機材をレンタルしないで済むよう主管都道府県協会は努力する。

### (5) エducレーター謝金

講習会を開催するにあたりエドyucレーターに対し 15,000 円の謝金(エドyucレーターが行う各種の作業、準備、通信等の費用、昼食代等を含む)を支出する。エドyucレーターは所定の請求書に必要事項を記入し、主管都道府県協会の連絡責任者を通して日本協会へ提出する。謝金は、後日日本協会から振り込まれる。

注:所定の請求書(C 級コーチ認定講習会請求書)が準備されている。

### (6) エドyucレーター交通費

エドyucレーターの自宅の最寄りの公共交通機関から講習会会場への交通費として、実費を「エドyucレーター交通費」として支出する。なお、交通費は最短時間の経路をもとに計算する。エドyucレーターは所定の請求書に必要事項を記入し、主管都道府県協会の連絡責任者を通して日本協会へ提出する。交通費は、後日謝金と共に日本協会から振り込まれる。

注:所定の請求書(C 級コーチ資格認定講習会請求書)が準備されている。

交通費の上限の目安を 5,000 円とし、自宅が会場に近いエドyucレーターを派遣するよう主管都道府県協会は

調整する。交通費がどうしても 5,000 円を超える場合、その経費負担は日本協会、三支部協会、主管都道府県協会が協議することとする。エドゥケーターが自家用車を使わざるを得ない場合、また会場が公的な交通機関でのアクセスが極めて不便なため自家用車を使わざるを得ない場合は、走行距離(km)に 37 円を乗じた金額及び有料道路代の合計を、5,000 円を上限に交通費として支給する。

#### (6) 助手交通費

主管都道府県協会が配置した助手の交通費を支出する。一律 5,000 円とする。助手は所定の請求書に必要事項を記入し、主管都道府県協会の連絡責任者を通して日本協会へ提出する。交通費は、後日、日本協会から振り込まれる。

#### (7) 支払い手数料

経費を日本協会口座へ振り込む際に要する費用は「支払い手数料」として支出する。精算の際、差し引きし報告する。

#### (8) その他

受講者の傷害保険は受講者各自の負担とする。

### 4. 日本協会の費用負担

#### (1) 教材配送費

日本協会は主管都道府県協会の連絡責任者に事前に「C 級コーチ認定講習会マニュアル」及び「ラグビー外傷・傷害対応マニュアル」、「実践！グッドコーチング」、「受講者名簿」「講習会アンケート用紙」を必要部数送付するが、その際に要する配送費は日本協会が負担する。

#### (2) 認定証配送費

日本協会より認定証を受講者へ送付する場合、配送費は日本協会が負担する。

#### (3) 不足時の補填

参加者が少ない状況で開催を承認された会場については、会場費、機材レンタル代が発生した場合等で、収入(受講料)で講習会の経費を賄えない場合は、不足分を日本協会が補填する。

### 5. 三支部協会・主管都道府県協会の費用負担

エドゥケーター及び助手を除く関係者に関わる費用(交通費)は講習会の収入から支出することはできない。また、日本協会も負担しない。したがって、費用が発生する場合は主管都道府県協会がこれを負担する。

### 6. 請求書・領収書の準備

#### (1) エドゥケーターの請求書

エドゥケーターは所定の請求書を各自で準備する。

注:謝金は源泉徴収の対象となるが、詳細はすべてエドゥケーター用請求書に記載されている。

#### (2) 助手の交通費の請求書

助手は所定の請求書を各自で準備する。

注:詳細はすべて助手用請求書に記載されている。

#### (3) その他の領収証

収入より出費が許される支出に関しては、必ず領収証をとらなくてはならない。領収証がない場合、支出が認められた項目であっても請求できない。

### 7. 会計及び会計報告

主管都道府県協会の連絡責任者は講習会の会計役となり、会計処理及び会計報告を行う。会計報告(収支決算書及び各種領収証の提出)は講習会終了後 10 日以内に行う。会計報告の提出先は(公財)日本ラグビーフットボール協会普及育成委員会コーチング部門事務局 ([jfcoach@rugby-japan.or.jp](mailto:jfcoach@rugby-japan.or.jp)) (以下「日本協会コーチング部門」)である。

提出書類は、受講者名簿(出欠表)、収支決算書、謝金・交通費請求書、助手交通費口座情報、その他の領収書である。講習会実施においてかかった経費の領収書は、日本協会コーチング部門担当事務局に郵送すること。受講者名簿(出欠表)、収支決算書、謝金・交通費請求書、助手交通費口座情報は、日本協会コーチング部門事務局(コーチネット内関係者専用ページより)へ提出する。

注:C 級コーチ資格認定講習会収支決算書が用意されているので、それを使用する。会計に関して不明な点は、日本協会コーチング部門事務局 ([jrfucoach@rugby-japan.or.jp](mailto:jrfucoach@rugby-japan.or.jp)) に確認する。

#### 8. 振込先及び送付先

振込先 : みずほ銀行 渋谷支店 (普)0250127  
(公財)日本ラグビーフットボール協会

送付先 : 〒107-0061 東京都港区北青山 2-8-35  
(公財)日本ラグビーフットボール協会事務局 コーチング部門 [jrfucoach@rugby-japan.or.jp](mailto:jrfucoach@rugby-japan.or.jp)

以上

令和4年5月19日 作成

<本件に関するお問い合わせ先>  
(公財)日本ラグビーフットボール協会 普及育成委員会 コーチング部門 事務局  
TEL : 03-3401-3289 Email : [jrfucoach@rugby-japan.or.jp](mailto:jrfucoach@rugby-japan.or.jp)